

日出町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の責務（第2条・第3条）

第3章 議会及び議員の活動（第4条—第7条）

第4章 町民と議会の関係（第8条・第9条）

第5章 議会と行政の関係（第10条—第13条）

第6章 自由討議の拡大（第14条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第15条—第17条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条—第21条）

第9章 最高規範と見直し手続き（第22条—第24条）

附則

町民の選挙で選ばれた議員により構成される日出町議会と同じく選挙で選ばれた日出町長は、二元代表制の下で日出町の代表機関を構成する。地方分権の推進により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中、二元代表制の一翼である議会の役割と責任は、これまで以上に重要なものとなっている。このため、議会は、町長その他執行機関と対等な関係を構築し、それぞれの特性を生かしながら、町民の福祉向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び監視機関としての責務を十分に果たさなければならない。

さらに議会は、町民協働のまちづくりを実現するため、町民への情報発信と意見収集を積極的に行い、政策をめぐる立案・決定・執行・評価における論点・争点を明確にし、町民に対して意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。このため、議会はたゆまず改革を推進するとともに、議

員は自己研さんと資質の向上に努めなければならない。

よって議会は、地方自治の本旨にのっとり、町民全体の福祉の向上と活力あるまちの発展のため、町民に開かれた議会を推進するとともに、議会運営の基本事項を定め、議会及び議員の役割と活動の指針を明確にすべく、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に規定する日出町議会の使命、役割及び決意を踏まえ、日出町議会（以下「議会」という。）及び日出町議会議員（以下「議員」という。）の在り方等に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と、議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、もって町民福祉の向上と健全な町政発展の実現を目的とする。

第2章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

第2条 議会は、町民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から町民福祉の向上と町の発展のための適切な選択をし、議論の過程を積極的に公開しなければならない。

(議員の責務)

第3条 議員は、町民の代表として、品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、町民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、町民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

第3章 議会及び議員の活動

(議会の活動)

第4条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、町的意思決定を行うこと。
- (2) 町政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて日出町長（以下「町長」という。）及び

執行機関の長（以下「町長等」という。）の事務を監視し、政策の効果を適切に評価すること。

(3) 必要な条例の制定を通じて自治立法権を有効に発揮するとともに、意見書の提出、決議等により積極的に政策の形成、政策の提言等を行うよう努めること。

(4) 内外の社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、調査機能の向上に努め、町民の視点に立った政策を形成すること。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 町民の代表にふさわしい充実した審議及び審査並びに討議を行うこと。

(2) 町民からの信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。

(3) 町民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(4) 町民の町政への参加意欲と理解が高まるように、分かりやすい言葉を用いた議会運営及び情報発信を行い、説明責任を果たすこと。

（委員会の活動）

第5条 議会に置かれる常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）の審査に当たっては、その所管する事務について、積極的に調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする。

2 委員会の審査に当たっては、町長等に対し資料等の公開を求め、町民に対し分かりやすい議論を行わなければならない。

3 委員会は、町民からの要請に応じ、審査の経過及び所管に関する行政課題等を説明するため、説明会、懇談会等を積極的に行なうよう努めるものとする。

4 委員長は、委員会の秩序保持し、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行い、委員会審査報告を行うときは、

審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

(議員の活動)

第6条 議会の意思は、会議に出席した全ての議員による定例会又は臨時会の会議（以下「本会議」という。）でこれを決定する。

2 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会の構成員として、主に次に掲げる役割を担う。

(1) 本会議及び委員会（以下これらを「会議等」という。）に出席し、議案等の審議、審査等を行うこと。

(2) 町民の多様な意見を的確に把握するとともに、町政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。

(3) 様々な機会を活用して、町民への説明責任を果たすこと。

3 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議員は、議会が議論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 議員は、一部団体及び地域の代表に捉われず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(3) 自己の能力を高める不断の研さんにより、資質の向上を図ること。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等の不測の事態から町民等の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図られるように、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、町長等と連携して、次のとおり対応するものとする。

(1) 議長は、議員による協議又は調整を行うため、協議会等を開催すること。

(2) 議会及び議員は、状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて町長等に対し、提言及び提案を行うこと。

3 危機管理の体制及び対応については、別に定める。

第4章 町民と議会の関係

(町民との関係)

第8条 議会は、町民に対し積極的に議会活動に関する情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用を行うとともに、各委員会にあっては法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、少なくとも年1回以上の町民、町民団体、特定非営利活動法人等との議会報告を兼ねた意見交換会の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案等の拡大を図るものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応するものとする。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果について、次条に定める日出町議会報等により公表するものとする。

(議会広報の発行)

第9条 議会は、町政に係る重要な情報を常に町民に対して周知するために、議会独自の視点から、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、広報の充実を図り、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう努めなければならない。

2 議会は、情報発信の一つとして、日出町議会報（以下「議会だより」という。）の年4回以上の発行を行い、議会広報活動に積極的に努めなければならない。

3 議会は、議会だよりの充実を図るため、法第109条第1項の規定により議会報編集特別委員会を置く。

4 議会だよりは、議会報編集特別委員会委員が自ら編集を行うものとする。

第5章 議会と行政の関係

(議会と町長等の関係)

第10条 議会は、二元代表制の下、町長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに政策の立案、政策提言等を通じて町民福祉の向上及び町政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、審議における議員と町長等との関係を次に掲げるところにより、緊張関係を保持するよう努めなければならない。

(1) 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うこと。

(2) 本会議における質問及び発言は、町民の目線で要点のみ分かりやすく述べ、中傷的、わい曲的発言は厳に慎むこと。

(3) 会議等において町長等及び補助職員は、議員の質疑、質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができるものとし、論点及び争点を明確にすること。

(政策等の監視及び評価)

第11条 議会は、町長から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、論点を明確にするため、必要に応じて次に掲げる政策形成過程の事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする原因又は背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策等の状況及び比較検討の結果

(4) 日出町総合計画との整合性

(5) 政策等決定において参考にした法令及び条例等

(6) 政策等の実施に必要な財源措置及び将来にわたるコスト計算

(7) 政策等決定に係る町民参加の状況及びその内容

2 議会は、重要な政策等の執行について、執行後にも断続的に報告を求め、効果や成果について監視及び評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、町長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(予算又は決算における政策説明資料の作成)

第12条 議会は、町長が予算案又は決算案を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、日出町総合計画を策定又は改定することとする。

第6章 自由討議の拡大

(自由討議の合意形成)

第14条 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議会が議論の場であることを十分に認識し、町長等に対する会議等への出席要請は必要に応じて行い、議員相互の自由な討議が行われるよう、会議等を運営しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員政治倫理)

第15条 議員は、町民全体の代表者として、自らの役割及び倫理性を深く自覚し町民の負託に応えるとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別の規定で定める。

(議員定数)

第16条 議員の定数は、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、法令及びこの条例で定める活動の推進と、議会の備えるべき監視・調査機能、政策形成機能の確保という観点を踏まえて、これを定める。

2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、議員としての広範な活動範囲及び調査審議事項の複雑多様化のほか、町の財政状況、社会情勢等を踏まえて、これを定める。

2 議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革特別委員会)

第18条 議会は、議会の改革及び活性化に継続的に取り組むため、議会に議会改革特別委員会を置く。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の資質及び政策形成、政策立案に係る能力の向上を図るため、年1回以上の議員研修を行い、充実強化に努めるものとする。

2 議会及び議員は、町政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。特に旅費を伴う視察研修（以下「視察研修」という。）は目的を明確にし、その成果を町政及び議会活動に十分に反映させなければならない。

3 議員は、視察研修後に速やかにその研修に係る目的、成果等を記した報告書を提出しなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の主旨を踏まえ、議会機能の充実強化を図るため、町長と調整を行い、必要な予算の確保に努めるものとする。

第9章 最高規範性に見直し手続き

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

(見直し手続)

第23条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、改正の必要があると認められる場合は、十分に検討し、適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(条例の遵守等)

第24条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法令を遵守して議会を運営し、町民の負託に応えなければならない。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、新人議員に対し、任期開始後に速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(日出町議会議決事件指定条例の廃止)

2 日出町議会議決事件指定条例(昭和47年日出町条例第1号)は、廃止する。

(日出町議会委員会条例の一部改正)

3 日出町議会委員会条例(昭和51年日出町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「おいて」の次に「、他の条例に定めるものを除き」を加える。